



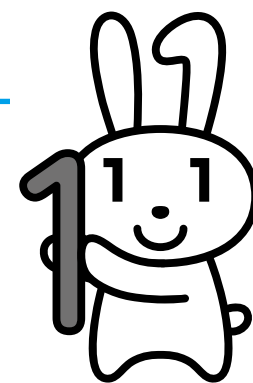
マイナンバーを用いる手続きでは、身元確認が必要です

他人のマイナンバーを使用した「なりすまし」を防ぐため、マイナンバーを用いる手続きでは、正しい番号であることの確認（番号確認）と、手続きを行っている方が、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

○確認に必要な書類など

番号確認書類	身元確認書類
通知カード、住民票（マイナンバー付き）	運転免許証、パスポートなど ※上記が困難な場合は、健康保険証と年金手帳など、2つ以上の書類の提示。
個人番号カード【1枚で両方の確認が可能】	

個人番号カードは、1枚で番号確認と身元確認が可能です。通知カード送付時に同封した「個人番号カード交付申請書」により申請し、交付を受けることができます。詳しくは、通知カードの同封書類をご覧ください。



マイナちゃん

マイナンバーの 本格運用がスタート



▲通知カード

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に、一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

今月から、本格的な運用が開始され、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。

今月から本格的な運用を開始



今月から、市の手続きにマイナンバーが必要です

マイナンバーの記入や提示が必要となる主な市の手続きは、次のとおりです。

	手続き内容	お問い合わせ
届出	転入・転居・転出などの届け出	市民課住民台帳グループ ☎22-7444
福祉	身体障害者手帳の交付に関する手続き	障がい福祉課事業係 ☎22-7486・7485
	障害者自立支援給付の支給に関する手続き	
	障害者福祉サービスに関する手続き	
	生活保護の申請	保健福祉課地域福祉推進係 ☎22-7450
保険	国民健康保険に関する手続き	国保年金課調査給付係 ☎22-7456
	後期高齢者医療保険に関する手続き	国保年金課高齢者医療係 ☎22-7466
子育て	保育所等入所に係る支給認定申請	こども支援課保育・教育係 ☎22-7458
	児童手当の認定請求	こども家庭課母子保健係 ☎27-8563
	児童扶養手当の認定請求など	
	妊娠の届け出	
	養育医療・育成医療の申請	
	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請	
住まい	特定不妊治療費助成申請	こども家庭課母子保健係 ☎27-8597
	特定不妊治療費助成申請	
住まい	市営住宅の入居申し込み	住宅課入退居係 ☎22-7497

※上記の手続き以外にも、マイナンバーが必要となる場合があります。

○お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

平日：9時30分～22時 土・日曜日、祝日：9時30分～17時30分（12月29日～1月3日を除く）

マイナンバー制度に便乗した勧誘などに注意を

マイナンバーは、生涯にわたって使用する大切な番号です。

本人の同意があっても、正当な目的以外で使用することや、他人の番号を必要もなく聞き出すことは法律で禁止されており、不正使用に対しては、重い罰則が課されます。

番号が記載された通知カードなどの書類は、紛失や盗難に注意し、大切に保管してください。

生涯使用する大切な番号です

マイナンバーが記載された「通知カード」は、簡易書留で世帯ごとに郵送されていますが、本市に住民票を有する方で、通知カードが届いていない方は、市民課住民台帳グループ（☎22・7026）へお問い合わせください。



こんな場面でマイナンバーが必要です

○使用例



●従業員
→勤務先
源泉徴収票の作成や、健康保険・雇用保険・年金などの手続き



●学生
→学校など
奨学金の申請など



●保護者
→市役所など
児童手当の給付や、子どもの予防接種などの手続き



●高齢者
→年金事務所など
年金給付や福祉・介護制度利用などの手続き

せられています。マイナンバーの手続きでは、口座番号や所得、資産、家族構成などを聞いたり、お金の要求をしたり、商品販売や勧誘をすることは、一切ありませんので、ご注意ください。